

1. 件名：京都大学臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認申請に関する
京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和3年4月28日(水) 15時00分～16時30分
3. 場所
 - (1) 原子力規制庁 10階南会議室
 - (2) 京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、来住補佐、加藤安全審査官、三好安全審査官、
荒川安全審査官
 - (2) 京都大学複合原子力科学研究所
教授 他3名
5. 議事要旨
 - (1) 原子力規制庁は、資料1を用いて、今後の審査において、事実確認を行う論点について、説明を行った。また、資料2を用いて、原子力規制庁内で出力分布の詳細解析コードによる参考計算を行ったところ、一部の炉心では反射体の効果により、出力ピークが、京都大学複合原子力科学研究所(以下「京都大学」という。)の前提としている炉心中央部ではなく、炉心周辺部に現れる結果が得られたため、京都大学のピーキング係数の評価方法の適用性についての説明を求めた。
 - (2) 京都大学から(1)について、次回のヒアリングにおいて説明する旨の回答があった。
 - (3) 京都大学から、次の3項目について、資料3に基づき説明があった。
 - ・試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「許可基準規則」という。)の各条文に対する対応整理状況
 - ・照射試料の反応度に係る申請書の記載案
 - ・安全評価に係る代表炉心選定の考え方
 - (4) 原子力規制庁は、上記(3)の説明に対し、次の点についての説明を求めた。
 - ・許可基準規則との対応整理表中の「△」について、具体的な数値をもって、既設置承認の評価内容に含まれること
 - ・照射試料の反応度については、正の反応度を持つ照射試料を取り付けた状態、特に、制限値の削除により設置が可能となる大きな正の反応度を持つ照射試料についての制限方法
 - ・代表炉心については、炉心選定のために解析を行う事象として「原子炉起動時における制御棒の異常な引抜き」を選んだ考え方と根拠、また、この選定された炉心が、安全評価の各事象の代表炉心となる考え方と根拠
 - (5) 京都大学から(4)について、次回のヒアリングにおいて説明する旨の回答があった。

6. 配付資料

(1) 原子力規制庁からの配付資料

資料1 京都大学複合原子力科学研究所（KUCA）の設置変更承認申請に係る主要な論点（案）

資料2 ピーキング係数の妥当性について

(2) 京都大学からの配付資料

資料3 京都大学臨界実験装置（KUCA）設置変更承認申請について